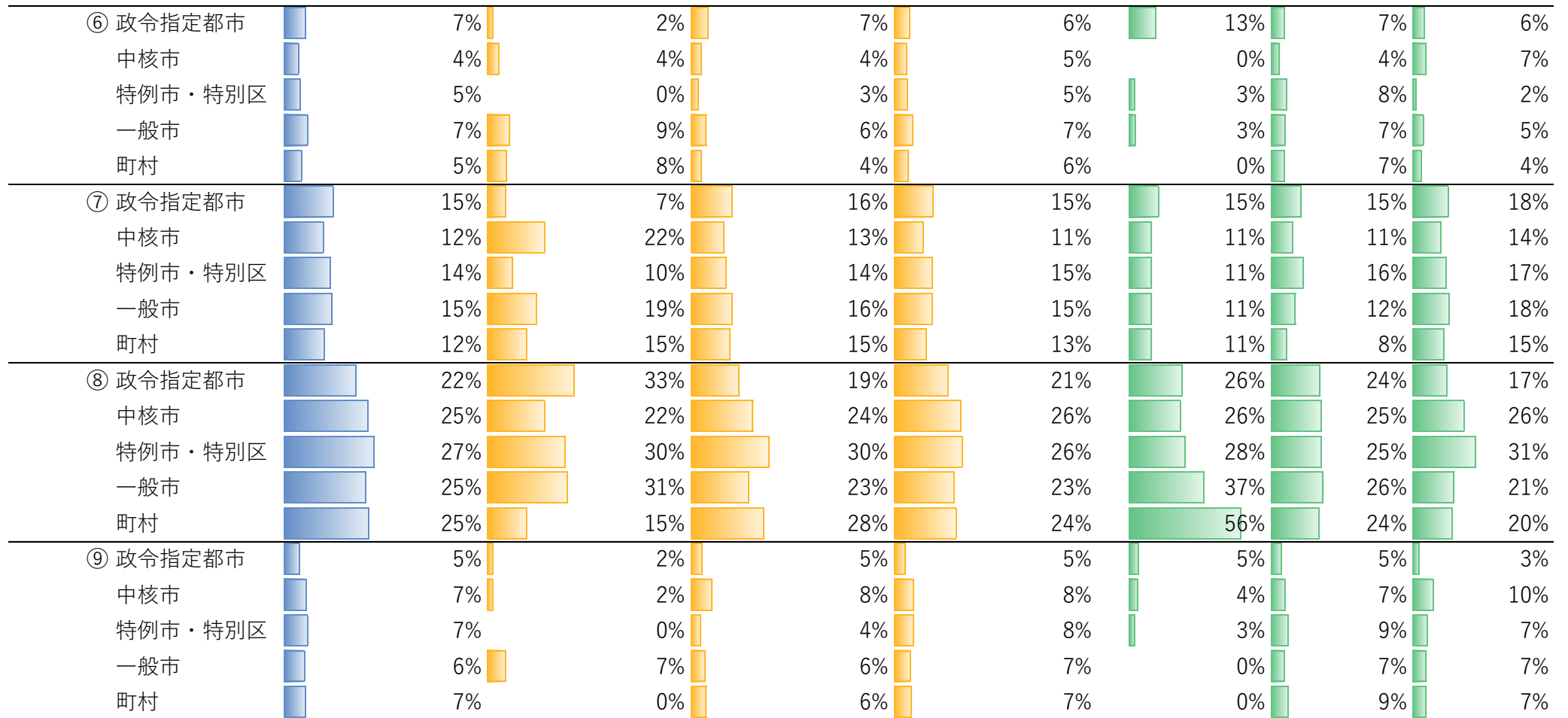


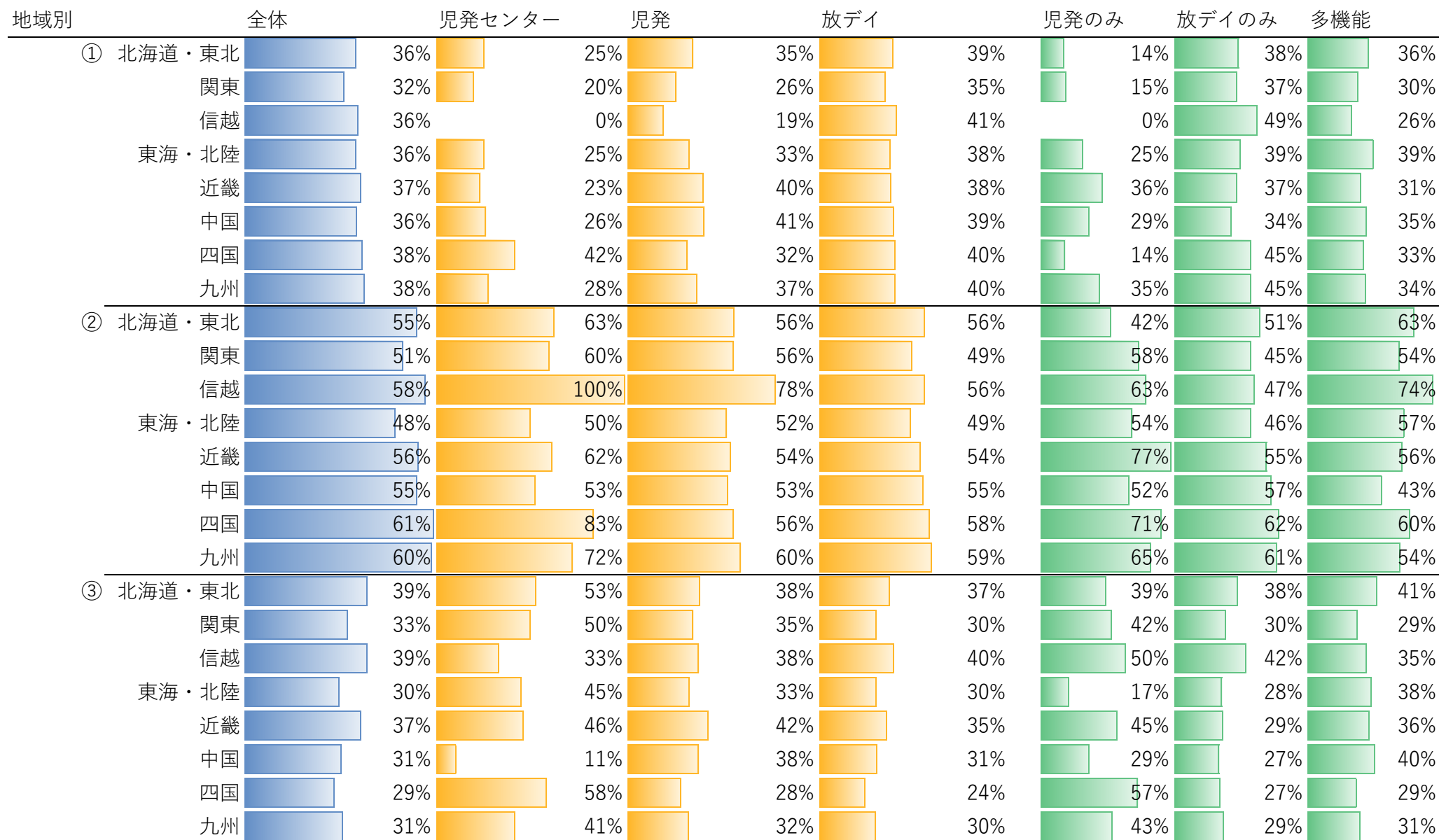
4. 個別サポート加算Ⅰの対象となったことによって、事業所の中の変化。(複数回答)

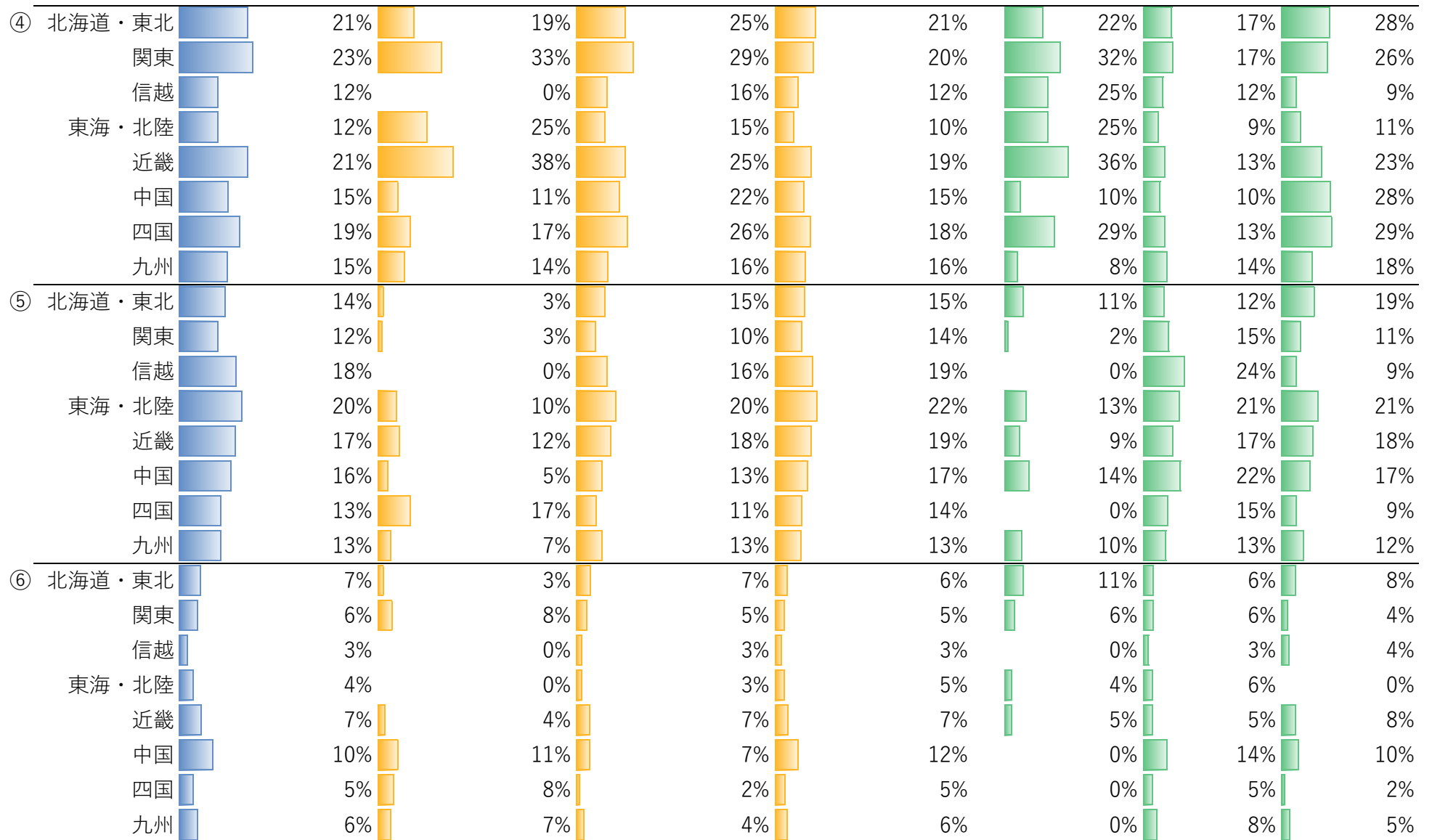
	全体	児童発達支援センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ
① 加算対象になった児童に対して、改めて支援内容を検討した	993	45	411	894	52	488
② 個別サポート加算Ⅰの制度について、改めて調べた	1522	114	686	1255	139	636
③ 個別サポート加算Ⅰの制度について、保護者に周知した	945	80	435	750	93	384
④ 個別サポート加算Ⅰについての保護者からの問い合わせに対応した	517	42	277	402	57	175
⑤ 職員体制を手厚くした	411	12	174	375	18	201
⑥ 研修やスーパービジョン体制等を導入した／充実させた	169	10	65	146	11	83
⑦ もともと多く配置している職員の人件費等に充当した	389	30	182	331	29	159
⑧ 特に変わったことはしていない	681	50	280	551	73	312
⑨ その他（自由記述）	169	7	71	151	7	88
未回答	468					

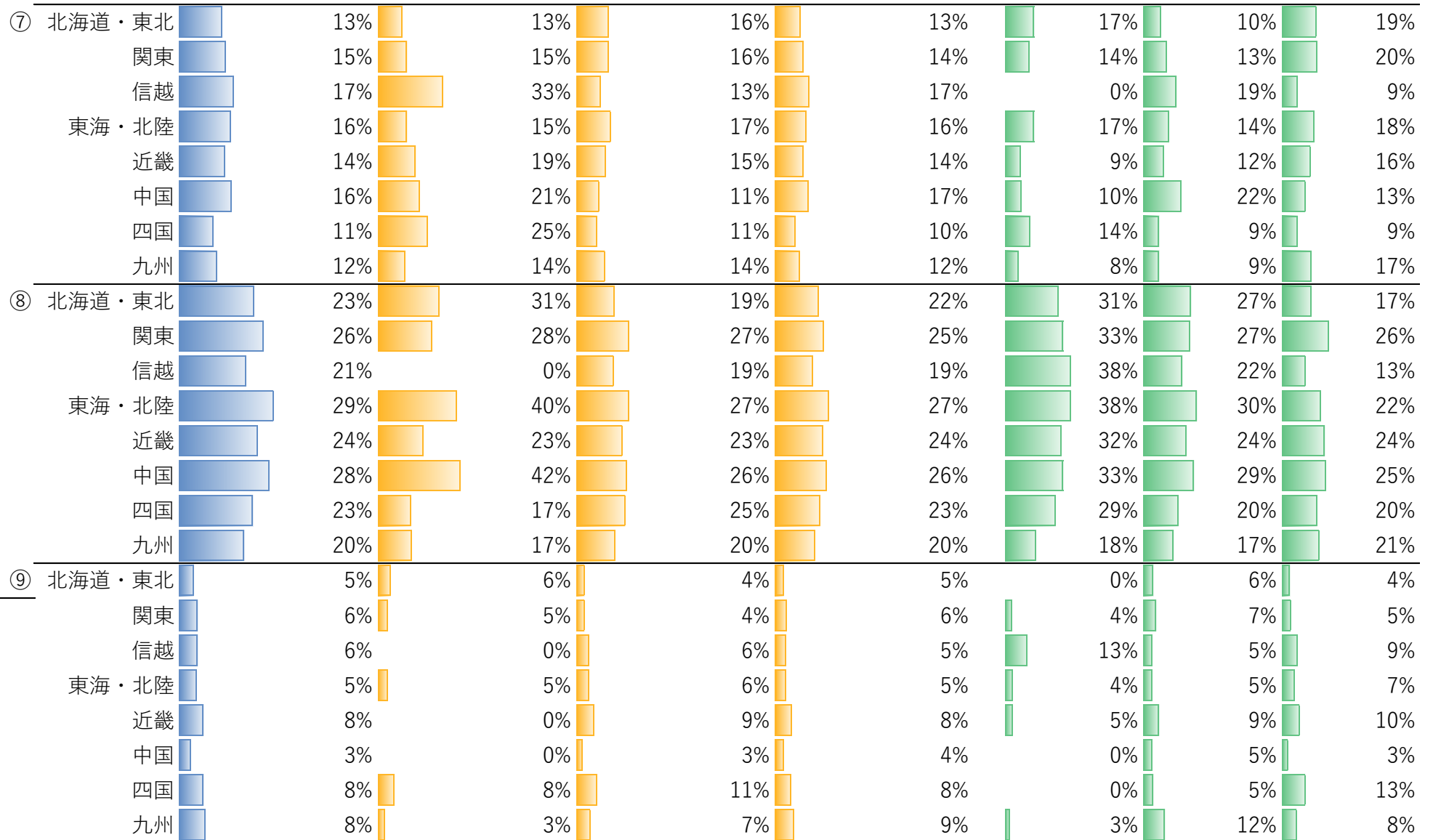
	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 加算対象になった児童に対して、改めて支援内容を検討した	36%	25%	34%	38%	22%	39%	34%
② 個別サポート加算Ⅰの制度について、改めて調べた	55%	63%	57%	54%	58%	51%	57%
③ 個別サポート加算Ⅰの制度について、保護者に周知した	34%	44%	36%	32%	39%	31%	35%
④ 個別サポート加算Ⅰについての保護者からの問い合わせに対応した	19%	23%	23%	17%	24%	14%	23%
⑤ 職員体制を手厚くした	15%	7%	14%	16%	8%	16%	15%
⑥ 研修やスーパービジョン体制等を導入した／充実させた	6%	6%	5%	6%	5%	7%	5%
⑦ もともと多く配置している職員の人件費等に充当した	14%	17%	15%	14%	12%	13%	17%
⑧ 特に変わったことはしていない	24%	28%	23%	24%	31%	25%	22%
⑨ その他（自由記述）	6%	4%	6%	6%	3%	7%	7%

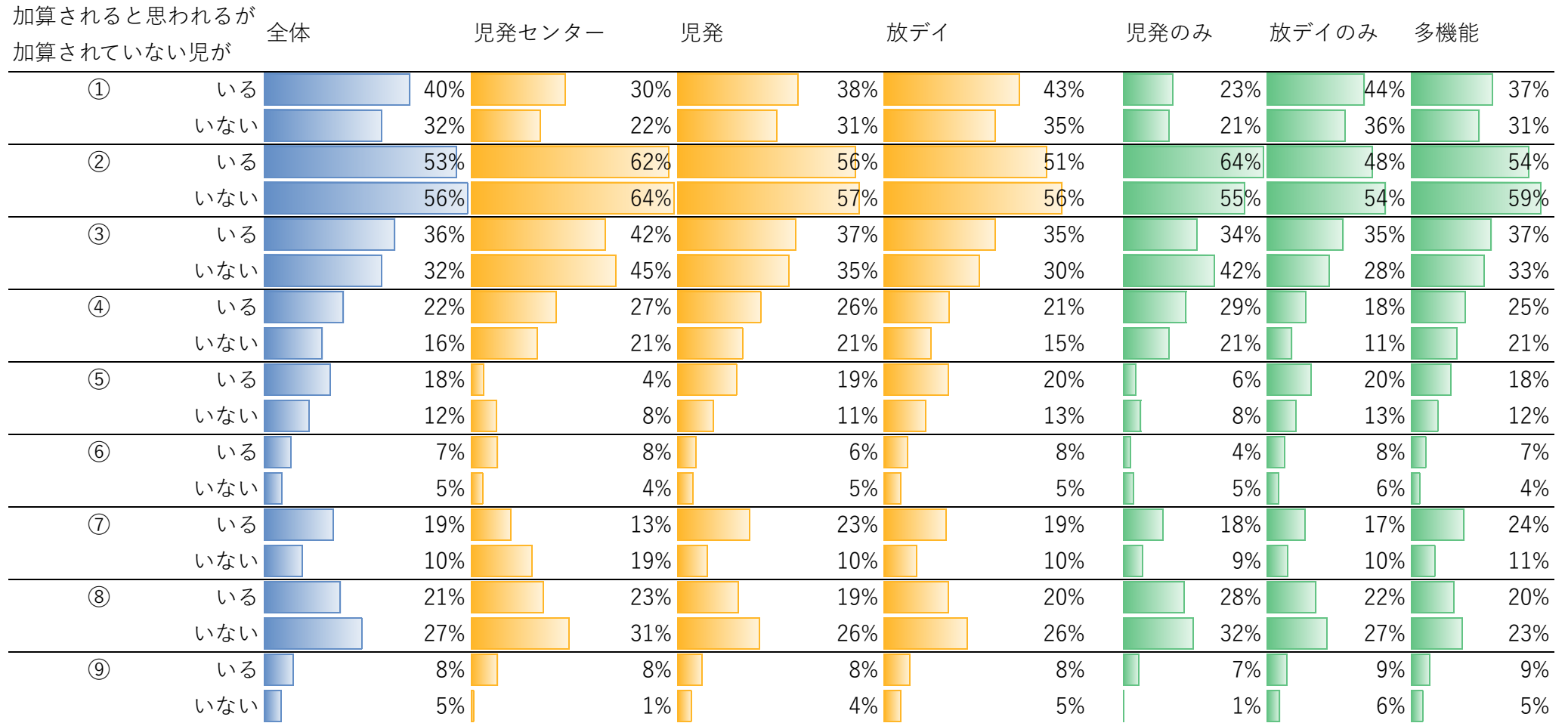
都市区分別	全体	児発センター	児発	放デイ	児発のみ	放デイのみ	多機能
① 政令指定都市	37%	17%	38%	41%	16%	40%	36%
中核市	34%	24%	35%	37%	27%	37%	34%
特例市・特別区	35%	20%	26%	37%	22%	41%	30%
一般市	35%	24%	32%	37%	23%	39%	31%
町村	37%	54%	33%	39%	11%	41%	38%
② 政令指定都市	54%	48%	57%	53%	52%	50%	62%
中核市	56%	67%	55%	53%	69%	57%	45%
特例市・特別区	49%	60%	58%	47%	64%	42%	52%
一般市	54%	68%	56%	53%	53%	50%	58%
町村	60%	77%	58%	62%	22%	62%	65%
③ 政令指定都市	38%	52%	40%	34%	46%	32%	37%
中核市	33%	40%	34%	33%	31%	32%	32%
特例市・特別区	37%	70%	40%	33%	56%	33%	33%
一般市	34%	40%	36%	33%	32%	32%	37%
町村	22%	38%	21%	21%	22%	20%	25%
④ 政令指定都市	25%	26%	30%	24%	31%	19%	32%
中核市	16%	24%	15%	14%	19%	15%	13%
特例市・特別区	22%	40%	28%	18%	42%	17%	19%
一般市	17%	22%	23%	17%	16%	12%	25%
町村	8%	8%	12%	8%	0%	4%	13%
⑤ 政令指定都市	16%	5%	16%	17%	11%	17%	18%
中核市	12%	7%	11%	14%	6%	15%	13%
特例市・特別区	10%	0%	9%	12%	3%	13%	11%
一般市	17%	9%	17%	18%	8%	17%	17%
町村	13%	8%	11%	14%	11%	16%	7%

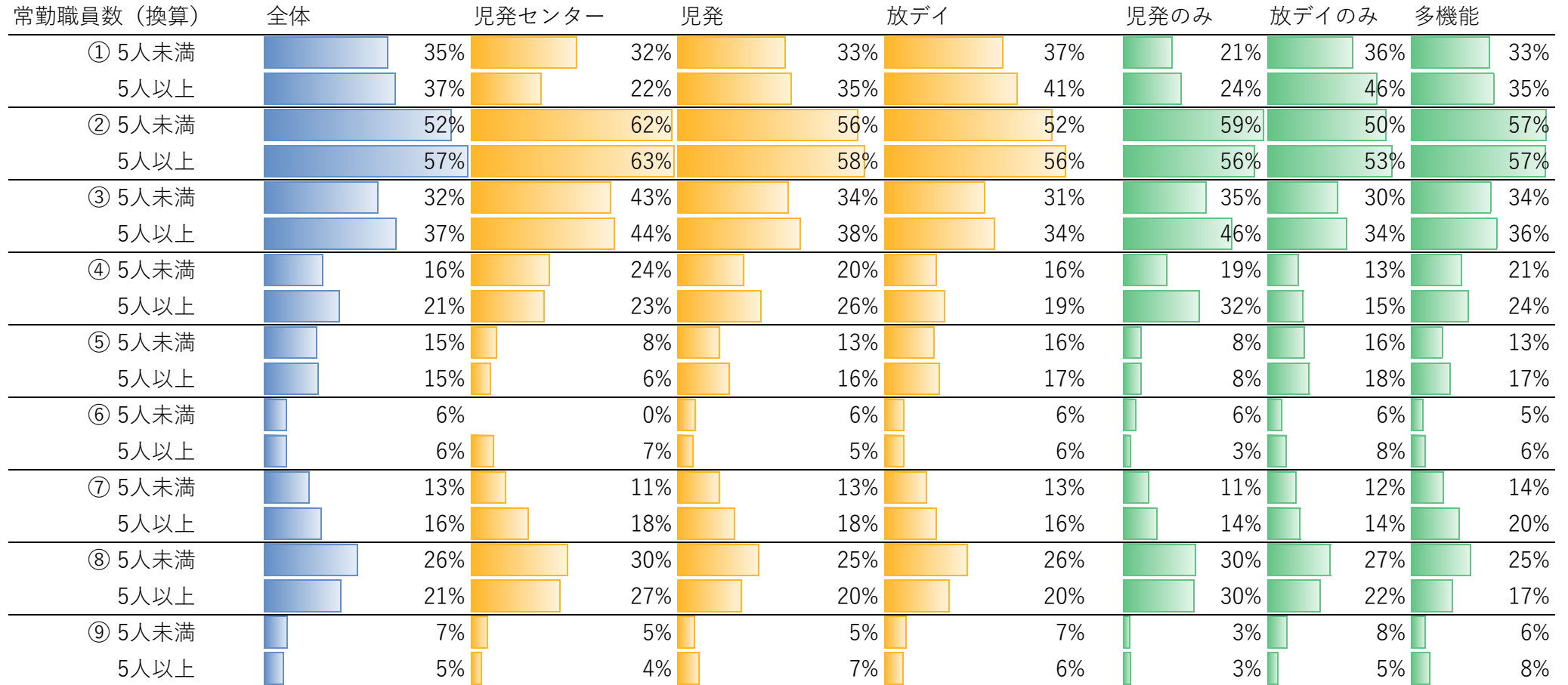








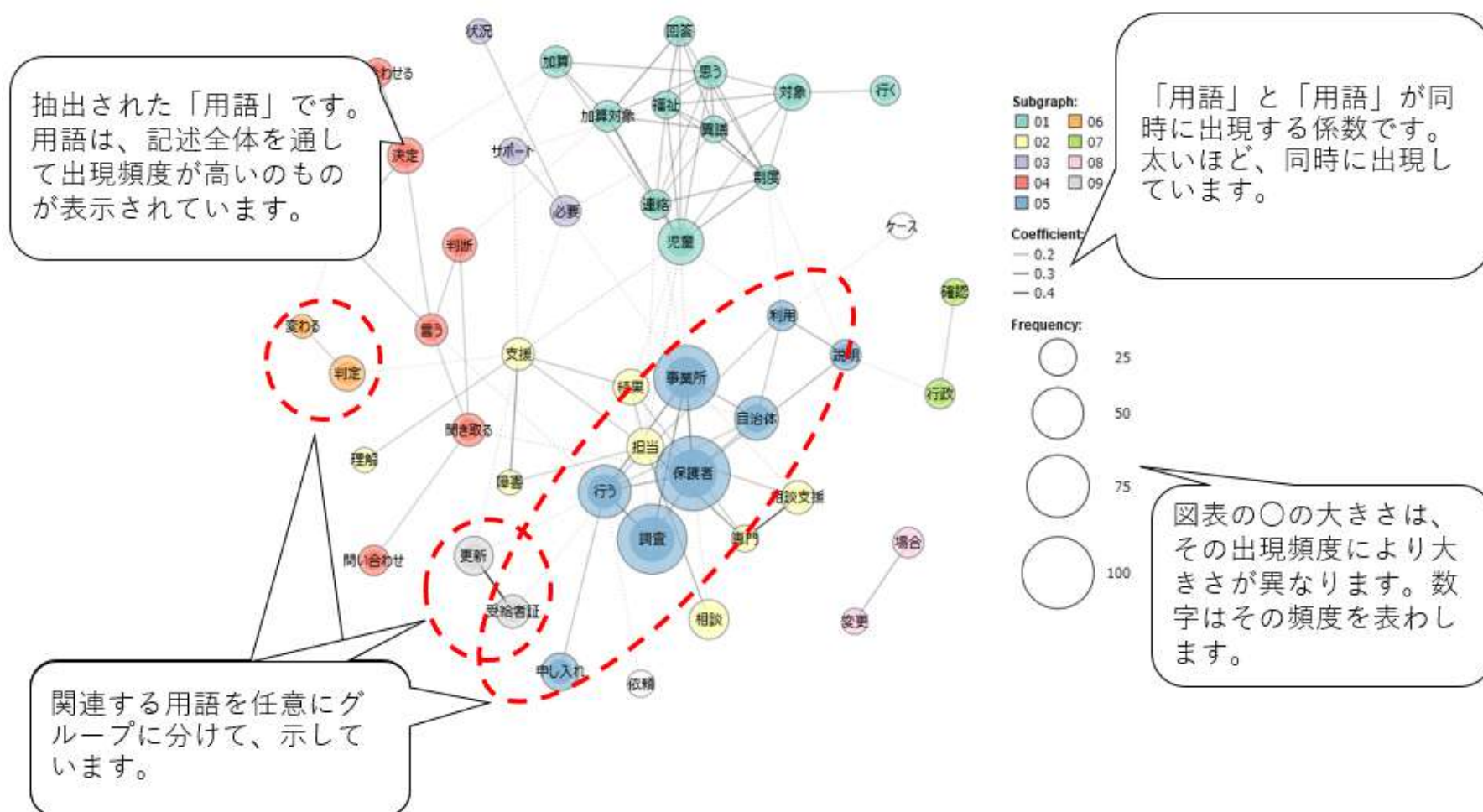




非常勤職員数（換算）	全体		児発センター		児発		放デイ		児発のみ		放デイのみ		多機能	
① 1.5人未満		38%		33%		36%		41%		19%		41%		37%
1.5人以上		33%		23%		33%		35%		22%		36%		32%
② 1.5人未満		56%		60%		58%		55%		60%		53%		57%
1.5人以上		52%		61%		54%		51%		55%		48%		55%
③ 1.5人未満		34%		53%		35%		32%		42%		31%		35%
1.5人以上		34%		39%		37%		32%		40%		31%		35%
④ 1.5人未満		19%		23%		24%		19%		17%		15%		26%
1.5人以上		19%		22%		24%		17%		29%		14%		22%
⑤ 1.5人未満		12%		8%		11%		13%		6%		14%		13%
1.5人以上		17%		6%		18%		19%		11%		19%		18%
⑥ 1.5人未満		6%		0%		5%		6%		4%		7%		6%
1.5人以上		6%		6%		5%		6%		7%		7%		4%
⑦ 1.5人未満		11%		15%		12%		11%		14%		10%		13%
1.5人以上		17%		17%		18%		17%		13%		16%		21%
⑧ 1.5人未満		22%		20%		19%		21%		32%		24%		17%
1.5人以上		27%		31%		25%		26%		29%		27%		25%
⑨ 1.5人未満		8%		3%		8%		8%		2%		8%		8%
1.5人以上		6%		4%		5%		6%		4%		7%		7%

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

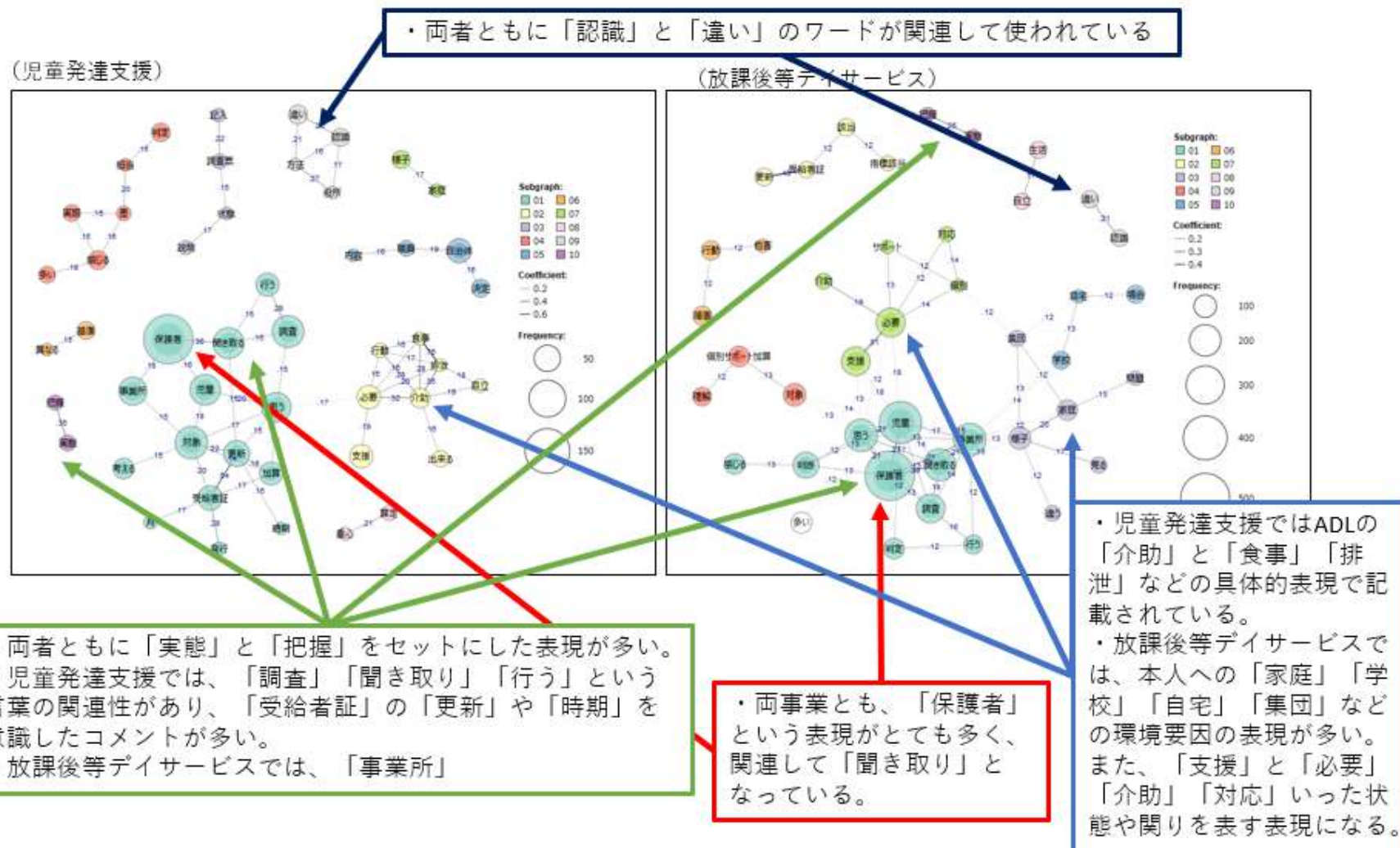


読み込みの一例

事業所調査Ⅳ - 2 - (2)

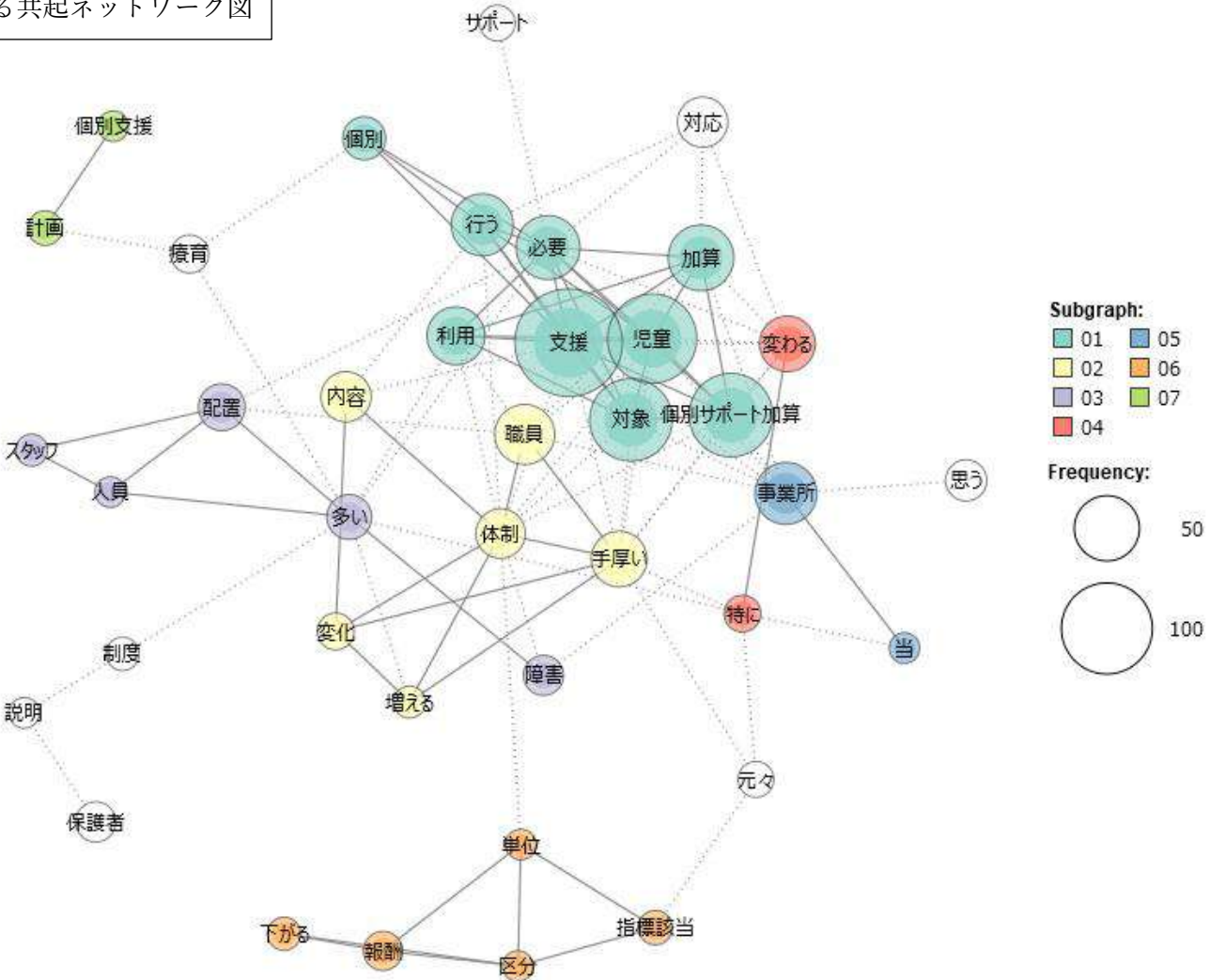
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



事業所内変化_その他自由記述

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



政令指定都市	● 「個別サポート加算Ⅰ」の制度が始まる以前から、「区分該当」にあてはまるか否かを問わず、個別の対応や補助が必要な場面では、必要な児童にスタッフが1対1の支援にあたってきた。「個別サポート加算Ⅰ」が付いたからといって、当該児童にとって適切かつ必要な支援（当該児童が自力でできることまで奪わないための節度が支援者には求められると考える）の内実が変わるわけではなく、これまで通り、丁寧な行動観察と発達アセスメントを通して、どの児童にも適切かつ必要な支援に取り組んでいく。 ● 個別サポート加算がついた児童は元々、職員体制を手厚くしていたので特に変わっていない。 ● ③について…保護者の方向けに改めて事業所で提供できるサービス単価を掲示した。 ● 5領域11項目を職員で周知するきっかけとなり、支援計画をより詳細に記入したり、5領域の視点ではどうだろう？とより深く考えるようになった ● サポート1の制度が始まったが、加配加算の単価が下がった分をサポート1の加算で賄うことができていない。事業所としては、全体として減収となった。それまでも多めに人員を配置していたが、人件費が経営を圧迫している。 ● そもそも個別サポート加算対象のお子さんは、手厚い支援の状況下なので、特に変わりません。 ● もともと個別で手厚い支援のため、個別サポート加算Ⅰがついたからといって、変わりはない。 ● もともと個別療育の為、どんな状況でも必ず1人は職員がついています。 ● もともと手厚くスタッフを配置し支援をしているので特に変わったことはない。 ● もともと障害が重い（支援が最も必要）お子さまのご契約が多く、実際には今までの支援方法とは変わりませんが制度意味を調べることで対象となるお子さまに対してどの程度、どのような支援が適切なのか再確認できる良いきっかけとなりました。 ● 以前から指標該当児の対応を行っており、大きな変化はなかった。 ● 加算対象になった児童は、元々昨年度まで指標に該当していたため、加算の名称が変わったのみで、支援に変更はない。新規利用児で受給者証更新にあたり加算対象になった児童のご家庭から質問があり、お答えしている。 ● 過半数以上の児童が対象となっている為、これまでの支援内容に変わりはない ● 改めて支援会議を行い、支援計画の見直しと保護者への説明を行った。同時に他児に対する加算対象ではないことに強く疑問を抱いた。いつ、どのように、誰が判断し、加算対象になっているか役所に確認しても曖昧な回答しか得られない。 ● 基から注意をして対応していたので何も変わらない加算がついても他が下がっているのであまり意味がない ● 区分1での事業所形態であったため、指標該当児童が多く在籍していたこともあり、調査票の記入の仕方を保護者に気を付けるよう依頼した。
--------	---

- 元々、個別サポート対象児となるお子さんを受け入れているため、職員は余剰に配置しています。心理士を配置するなど、保護者支援にも力をいれていたため、加算対象となつての変化はないと感じています。
- 個別サポートを受けて事業所内の視覚支援等を充実させたいと思っているができないのがもどかしい。
- 個別サポート加算Ⅰ そのものの意味が不明。障害児に限らない該当項目が多く、曖昧。
- 個別サポート加算Ⅰの事を調べたうえで事業所内で話をしたが「何をもつての加算評価なのか?」「障がいの重さに関わらず、子どもの時期であれば等しく大切にされるのでは?」と疑念を持つようになった
- 個別サポート加算Ⅰの対象となったからと言って子どもの実情はわかりません。療育とは何かということを理解しているならば、この質問はあまり適当ではないと思います。
- 個別サポート加算Ⅰ型になるお子さんはもとより支援や療育を適切に受ける必要性が高く、配慮された支援が必要です。事業所内でも加算対象になったから何かすることではない気がします。個別に合わせた支援計画の立案が誰にでも必要ですので、加算対象有無で判断すべきことではないと考えています。
- 個別サポート対象の保護者の方には対象になっているので個別支援計画書に記載させていただきますと伝えてあります。
- 昨年度までの「区分該当」者がそのままスライドで個別サポート加算Ⅰとなったため、大きな変更はありませんでした。しかし、お一人だけ個別サポート加算Ⅰが外れた方もいましたが、納得できる内容でした。
- 支援計画書に沿って療育行っている
- 事務作業が複雑になった。「サポートⅡも含む」
- 自治体の職員からの聞き取りや事業所訪問があるため、以前よりも利用者についての共通認識を持つことができていないのではないかと思います。
- 手厚い支援が必要なことに対する加算というのが趣旨だと思うが、支援に見合った加算内容になっていないという点で「変わらない」。
- 従来より個々に合わせて個別療育プログラムを行ってきているので、個別サポート加算がついたからといって、その児童にとって必要な内容が変わるわけではないので、プログラムに変化はありません。
- 重症心身障がい児が重心型児童発達支援事業所または重心型放課後デイサービス事業所を利用した場合には個別サポート加算Ⅰの算定対象にはならない為、大きく事業所の中で変わった事はありません。
- 重心型の児童発達支援放課後等デイサービスのため特に変わりありませんでした。

	● 対象になろうがなるまいが、児童それぞれに合った必要な支援を継続して行っています。事業所としての収入は増えるどころか大きく減収しています。 ● 調査結果を共有いただけると支援にもつながると思います。 ● 当事業所は重症心身障害児専門の施設のため元々人員配置を手厚くしてあるため、特に配置を変えてはいません。 ● 当事業所は他の事業所で支援が大変でお断りされてきた方も受け入れています。（現在はベテラン職員がそろっているの）しかし、1対1対応の利用者さんが増えれば職員数も多くしなければならず、人件費はかかりますので、加算は必須です。 ● 当所は旧報酬体系では、区分1の事業所だったので、基本報酬が大幅減となり、個別サポート加算Ⅰがつかなかった子どもの分は、報酬が下がった。 ● 特段、個別サポート加算が必要ではないと思っていた子が加算対象になったケースがあり、他事業所と当事業所での様子が全然違うことを知った。 ● 配慮が必要な児童には、すでに対応していたので変わらない加算がついても、基本報酬が下がっているので何も変わらない ● 報酬単位が低くなっているため④⑦は困難。 ● 利用が決まった時にサポートがついていなかったケースはすぐに相談支援員に相談した。体験や1カ月利用されただけで対象に値するとすぐに判断できるケースだったので支援内容を含めてサポート加算を申請した
中核市	● 加算に意義、内容に納得していない。 ● 本来対象となる子どもが通ってくるのが児童発達支援センターと捉えているため、もともと集団の中で個々に必要な支援を組み立てており、継続して取り組みを続けている。 ● サポート加算が付いた事で、やはりこの利用者さんはもっと専門性の高い支援が必要なのだと考えて支援員の専門性を高めるべく研修や検討を強化していこうと考えた。 ● どうしてこのようなことを行うのかという疑問を抱く保護者への対応を行った（学習会説明会）。職員での制度学習実施。 ● もともと、全利用者に対して1対1～2対1（大人：児）で支援を個別で実施しているため、個別サポート対象、非対象に関係なく全利用者個別に実施しているため。 ● もとより支援が特に必要に感じる児童には加算がついていた為、極力その児童が利用予定の-日には、対応が可能なように職員を多めに配置するようにしていた。事業所の職員数が多くない為、安全に見る事が難しいと判断される場合には、保護者へその旨を伝え、利用を検討していただく場合もあった。

- 以前より加配をつけている児童や、側での見守りを行っている児童のため大きな変化はなく支援をしている。
- 加算が有、無にかかわらず事業所で行える出来る限りの支援、対応をしている。
- 加算の有無で支援や対応を変えることは無い。私たちは、利用者様個人を正しく評価し、必要な支援を行っていると考えている。加算対象となった時には、私たちの支援内容が認められていると感じる程度です。
- 該当の有無にかかわらず、支援の質や手厚さは変えていない。
- 基本的に外れた子が多く出ているので、変更等はしていません。引き続き今まで同様の療育の提供に努めています。
- 契約時やサービス内容変更時に説明した。
- 元より指標区分該当者だったので、手厚く対応は以前より変わらない。
- 元々、個別対応の支援を行っていたので、その支援内容を再確認して行っている。
- 元々、手厚い個別の支援を行っている。
- 元々指標該当の対象になる児童は手厚い支援を必要とする児童なので、最初から手厚い支援を行っている。マンツーマンでなければ支援できない児童も多く、特に他害や自傷を持つ行動障害者、衝動性の強いADHDの児童などはマンツーマンでも足りないことが多い。
- 個別サポート1になったからといって変更は特にありません、より良い支援をと毎日試行錯誤しているので加算の有無で変わることはありません。
- 個別サポートの対象となることを想定し職員の配置を行っていたから
- 個別サポートの対象の児童がいない為わかりません
- 個別サポート加算Ⅰかどうかで支援の質は変わりません。加算がなくても、どの子にも必要な支援はしています。
- 個別サポート加算Ⅰの対象になった児童以外にも、個別のサポートが必要な児童がたくさんいるので、加算対象に限らず、それぞれの児童にあった支援ができるようにしている。
- 個別サポート加算Ⅰの対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援をおこなっている。
- 個別サポート加算Ⅰの対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 個別サポート加算Ⅰ対象児童のほとんどがADL全介助児童である為、スモールステップで生活機能の向上を図れるように支援し

	ている。 ● 個別サポート加算のあるなしに関わらず、どのお子さんにも同様に支援している。 ● 個別サポート加算の考え方がどうしてできてきたのか、よくわかりません。これまでのどの子に対しても丁寧な支援活動ではないのでしょうか？ ● 個別サポート加算の対象でもその特性が環境や対応に大きく変わり加算のあるなしに関わらず支援が大きく変わることはないと思われる ● 個別サポート対象児童が利用する際には、スタッフを多く配置する。 ● 行政に問い合わせをした。「加算が必要であれば、保護者に申請に来てもらってください」との回答だった。 ● 今までと変わったことはしていないが、職員の人件費に充当した。 ● 児童発達支援（小集団）は10人利用児に対して、5人以上を確保するため、常時6人～7人を必要とするため、その人件費となった。 ● 自治体からの説明がないとの質問が多かったので、制度について調べて説明をした。 ● 従来より、児童の状況に合わせて支援しておりやっと制度（報酬）ができてよかった。 ● 重心児対象の施設の為、個別サポート加算の算定はできない ● 重要事項説明書の金額修正が生じたため、抜粋の書面を作成し、説明をした上で署名をいただいた。個別サポート加算の金額が1人当たり1000円程度になり、明らかに報酬が下がってしまった。手厚くなどできるわけもなく、今まで通りに支援をしている。 ● 職員が受講したいと希望している外部研修や職員の資格取得のための講習に参加できるように参加費及び交通費を支給している。 ● 職員間で周知をした上で、改めて障害特性や対応について話し合った。 ● 対象と思われる児童がいなかった。 ● 日頃から支援ニーズの高い児童が利用していたため、常に児童の支援内容について職員間で情報共有検討している。 ● 普段、行っている何気ない当たり前の支援を相談支援センターや他事業所、保護者に伝えるようにした。モニタリングの時に対象時に変化がなくても「変わらないです」と伝えず、「〇〇の支援をしている」等、具体的に伝えるようにしている。対象児を把握していない相談員も多数いるので、対象児に事業所で会うように声かけをする。 ● 普段からの支援で話し合いによってフィードバックしながら改善を繰り返している。 ● 保護者に対して受給者証が新しくなった時に説明をするぐらいで、特に詳しくは何もやってない。
--	---

	● 放課後等デイにおいては児童指導員等加配加算Ⅱの分がなくなり、その代わりの個別サポート加算では経営が厳しくなったと感じています。 ● 利用時のほとんどが肢体不自由児なため、研修や職員体制は、もともと重度障害児に対応できるように努めている。
特例市・特別区	● 重心型の施設なので特段変わりはありません。 ● 臨床心理士を非常勤に入れ、個別支援をおこなっている。 ● 9月以降の契約児童に対象者がいましたが、8月時点では当事業所に対象者がいなかったため、8月時点での問合せ対応をしている ● この加算申請を利用していない ● スタッフ間で問題行動のある児童に対しての情報交換を行い、関わり方を変える個別対応する見守りの強化などを実施した。また、問題が生じた場合は都度改善策について話し合った。 ● そもそもサポートが必要な方が多く、人員配置以上のスタッフで対応していたので、特に変わりありません。 ● もともと個別性高く、個々の支援に取り組んでいるつもりではあるが、加算制度と対象児童について、職員への周知を行った。 ● もともと中度から重度の障害児を対象としたデイを運営している為、該当しない児童の方が珍しく、もともと行なっている研修に上乗せできることはなかった。報酬単価も手厚くスタッフを置けた児童指導員加配加算Ⅱがなくなり、今まで以上に軽度の利用児を集める施設が増えるように思える。個別サポートⅠの制度自体は悪くないが、専門職員として理学療法士を勤務させたとしても現場では資格を活かせないケースが多い。それよりも普段よりもスタッフ体制を確保し、直接支援を行なう為に未経験でも少しずつ経験を積めるように、人員加配加算を再び手厚くしてほしい。 ● 以前の制度で職員を増強していたのもかわらず、今回の措置で経営が圧迫された。 ● 元々、個別対応は手厚くしているので特別増員等はしていない。 ● 元々「指標該当あり」の児童が50%以上利用している状況があったため、支援内容については大幅な見直しは行ないませんでした。 ● 現在の当事業所の対象児童は基本的にマンツールの支援が必要であり1日100単位で職員体制を手厚くすることは出来ません。事業所の中ではこの子はいてる、ついていない…の意識の変化はありますが加算があることで支援の内容が変化したことはほぼ無いと思います。 ● 現時点で途中から加算対象になった利用者はいません。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象になった児童には以前から個別対応を行っている。先程も述べたが個別サポート加算Ⅰに該当すると思

	われる児童が受給者証更新のたびに対象ではなくなっているため、職員が個別対応をしても加算にならない。そのため変わったことはない。 ● 個別サポート加算の創設以前から、ひとりひとりを細かく観察し対応してきているので、大きく対応を変えることはしていない。あえて付け加えるならば、今回の加算対象となった児童については、生活面での困り感を通常より細かく聞き取りしアドバイスするようにしている。 ● 支援員の9割が強度行動障害または行動援護の講習を受けているので、そのままの体制で行っている。 ● 単価が下がった分、サポート加算でなんとか同額をキープしたが、今後誕生日月に加算が外れるであろう児童が何名かいるので、給付費が下がってしまう。そうすると子どもの人数は変わらないが、アルバイトさんの人数や日数をキープできなくなってしまうことが不安。 ● 通所開始後、本人状況や家庭状況を考慮し、原則週1回利用であるが週2回利用へ切り替えた。 ● 南さくら工房は、重身型放課後等デイサービスとして運営しており、重症心身障害児は個別サポート加算Ⅰの算定対象にはならないと自治体から説明があったため、対象となる児童はいませんでした。 ● 報酬改定により、赤字経営の為、以前より人出が少なくなり、職員を手厚くなんてできない。加算の意味がない。
一般市	● 「就学児サポート調査」の内容の確認を保護者に行った。(保護者と支援者とでは認識が違っていた) 行政からの聞き取りがあった場合には、支援者側の意見も反映させてほしいと、保護者に更新の際には行政と情報共有して良いかの確認を行った。 ● 「保育士加算」などが廃止になった分、「サポート加算」が追加になったので、大きな経費削減などせずにすんだ。 ● もともとが個別支援計画と職員への教育の時点で細かく指導して療育していたので、療育方針は変えていない。そもそもが4月末に、市役所から加算を取ってよいとの返答の為動きが取れなかった。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象有無にかかわらず、計画にある内容のとおり支援を実施している。 ● ⑤と⑦に関してもともと多く職員を配置していますが、人件費体制は脆弱です(適正な給料を払っていません)このままでは質の高い必要な療育が出来なくなります ● アセスメントのポイントがある程度搾れるようになり支援に手厚く反映出来ている。個別支援計画への記載 ● アセスメントの結果、対象となる児童がいなかった。 ● うまくいかない事に対する不安や不満を暴力的な行動で表していたので、加配が必要な児童として把握し、すぐに体制を整えた。母親へは利用時の様子を伝える、学習サポートのアドバイス等も行い、連絡体制を密にしている。

	● これにより変わった事はない。 ● サポート加算がつく前から、子どもの状況に応じて職員体制は手厚くしている。放課後等デイサービスに関しては、個別対応をしている。 ● もとから個別サポート加算Ⅰの対象児含め、個別対応での療育訓練をしています。研修やスーパービジョンについても、以前から行っています。 ● もともと加算対象児についての区別はなく、人数配置も多く支援の仕方には変化はない。集団療育、個別指導において差別するものではなく配慮する点が多いことだけである。 ● もともと個別サポート加算Ⅰの対象となっている児童に対しては、スタッフをマンツーマン的な配置にしており、ご家族とも密に連絡を取って対応にあたっている。 ● もともと支援の必要なお子さんには加算の有無に関係なく、支援を行っている。 ● 以前から配慮すべき分はしていたので変わらない。 ● 加算の対象外であって時点でも、全面的に支援が必要な児童さんだったので担当の職員はついていた。 ● 加算対象が増えたとしても、現状の体勢、支援内い様になんら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。 ● 加算対象であることについて同意書を頂いた ● 加算対象児が半数以上のため、全体として支援について検討をした ● 外部の講師を招くなどして、学習会を開き支援内容を深めた。 ● 該当される内容に基づいた支援計画を策定し支援ができた。 ● 該当している支援の内容については、もう一度丁寧に行うように見直した。 ● 基本的にスタッフの配置は手厚い方だと思って（事業所の構造も含め）日々の支援を行なっているため⑧のような回答になった。 ● 元々、個別サポート加算がついていた子供は、支援が必要だったので、手厚く（異食があったり、どこでも登ったりして危なかったので目が離せず）サポートしていたので、加算がついたからといって、特に変わったことはありません。 ● 元々指標ありの児童のみで新たに個別サポート加算Ⅰと判定された児童はいなかったなので特に変わりはありません。 ● 元々指標該当有の子どもが半数占めておりそれが個別サポート加算Ⅰに移行しましたので数の変更はほぼありません。1対1で対応しています。 ● 現在は1名のみ対象だが、他にも対象と思われる児童がいるため、自治体に申入れができるように、事業所で調査を行う事にした
--	---

- 現状の支援体制で十分対応できている。
- 個別サポートⅠの該当であろうが、なかろうが、在籍児童全員他放デイより手厚く支援している自負がある。
- 個別サポートがある前から個別対応をしていたので変わらない。
- 個別サポートがつかないから、個別のサポートが不要なんて事は無い。
- 個別サポートの有無にかかわらず必要なことは個別支援計画に載せているので、個別サポートが付いたからと言って特に変わることはない。当事業所はコミュニケーションに困難さがある自閉症スペクトラムの児童が多いため、ADLや行動障害の支援より、関わりの支援の方が多く、調査票による個別サポートの対象になりにくい。元々個別サポートが少ないので、体制等に反映しようがない。
- 個別サポート加算Ⅰの対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 個別サポート加算Ⅰに該当する児童がいない。
- 個別サポート加算Ⅰの児童が多いのに、新しい制度になり減算になってしまい、気持ちの面でも職員の負担がさらに増えたと思います。
- 個別サポート加算Ⅰの前は該当、非該当の比率による区分分けだったので、その際に支援の検討は行いましたが、現在は加算対象であるが故に検討をするということはなく、必要に応じて支援の検討を行っています。
- 個別サポート加算Ⅰの対象児童が増えたとしても、現状の体勢、支援内容に何ら変化はない。もともと手厚い体制で支援を行っている。
- 個別サポート加算Ⅰの調査項目をアセスメントの視点として取り入れた
- 個別サポート加算がつく、つかないにかかわらず、必要な体制を整え、個別支援を行ってきた。
- 個別サポート加算が付いたからといって、前より収入が増えた訳ではない。むしろ減っている。
- 個別サポート加算の導入前から、必要に応じ個別で対応は行っていた為、引き続き各児童にとって必要な支援を行っている。
- 個別サポート加算対象の家庭へ加算の同意を得た。
- 個別サポート加算等だとかでは無く本児の特性に合わせた支援を心がけながら（会議）を常に行い支援をしてきたので特に意識することはなかった。
- 個別支援計画の見直しを行いました。

- 昨年度までの指標該当児が個別サポート加算の対象になっているため、改めて変更した点はない。ただ、指標該当児が50%以上だったので、区分1の1で事業所全体に加算がついたが、今年度は加算対象の利用者だけに加算がつき単位も155単位から100単位へと少なくなったので、かなりの減収になっている。昨年度までの手厚い職員体制が維持できるか心もとない。
- 指導員に周知し対象児童に対しての課題を、より深く分析することができました。
- 指標該当児童が個別サポート加算Ⅰの対象児童になっただけです。もともと指標該当児童は手厚い支援や職員配置が必要なので、個別サポート加算Ⅰの対象となったからといって職員配置や支援に変わりはありません。
- 事業所では、物理的構造化（発達障害知的障害の児童が多いため、導線を意識したワンフロア指導訓練室）視覚的構造化及びワークシステム等を基本とし支援を行っている。全体の指導訓練室の中で、個別サポート加算Ⅰ対象児童への個別スペース確保の占有率が15%程となっており、他児童の訓練スペース及び導線の確保が課題となっている。また、不穏時に「投げる叩く」等が散見される。他児童の安全の確保等を考慮すると、より個別化された環境が望ましいと考える。
- 自治体として加算を計上するかどうか見解が定まっておらず、計上していない。
- 従前より個別の支援内容体制環境を整備しており、当該児童に対しては改めて支援内容の検討を行ったが、サポート加算該当による大幅な変更はない。また、既に行っている個別支援に必要な人員配置に対して加算によって十分に賄えるものではない。
- 重症心身障害児が対象なので、個別サポート加算の対象事業所ではありません。
- 重心単価を取っている為算定対象外
- 障がい重い児童さんを断る事業者が減る事なればいいな。と、この制度を見て最初に感じた事です。
- 常時職員体制は整えており、加算が付いていない時から常に補助につくことは行っていた。
- 職員会議などでサポートしていくポイントを共有している。
- 人員を多く配置したいが、個別サポート加算Ⅰ程度の加算では、新たに人を雇用する収益にはならない。
- 前年度まで区分1の事業所であったため、基本報酬が下がった上に、加算が個別につく形となり、減収となっている。
- 相談支援事業所へ児童及び保護者様の状況をこまめに伝え、連携を取っている。
- 対象となっていないためアクションをとっていない
- 対象となる児童には、これまで通りのマンツーマンによる支援を行っている。
- 対象児でもそうでなくても、利用児さん全てにおいて、保護者面談を行いながら、支援計画をしっかりと立て、療育内容を決めており、支援体制を整えているため。

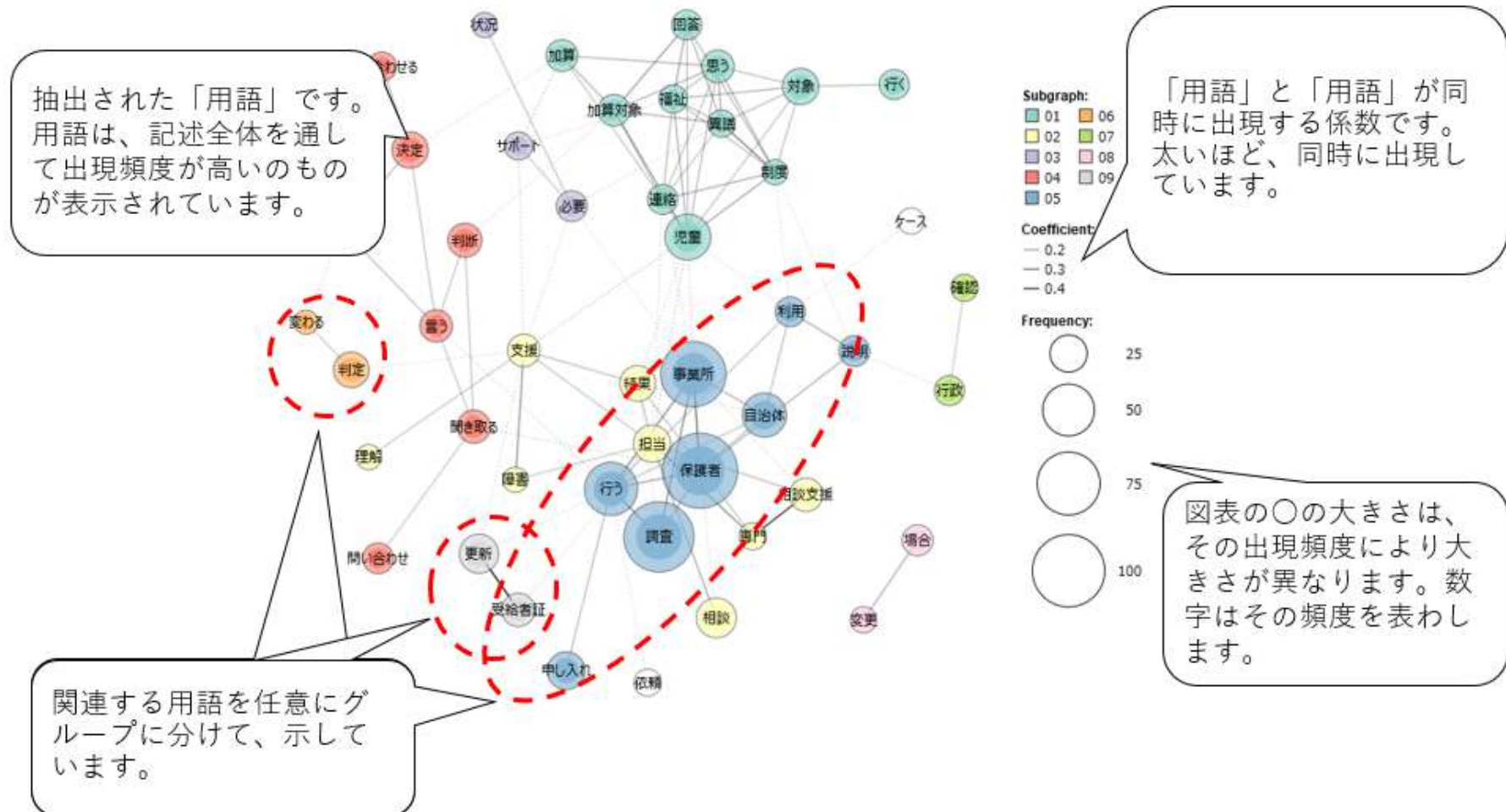
- 対象児の困りを事業所内で共有できるメリットと、日頃から個別に配慮していた支援の根拠にもなるので専門性の発揮に関してモチベーションにもなる。
- 対象児童に対しての対応が変わることはない。アセスメントをもとに常日頃から、必要な人員配置を行い適切な療育を行っている。
- 当園は重心型の事業所で、非重心の利用者を１名のみ受入れている。そのためもともと手厚い体制をとっているため、支援の見直し等は行わず、個別サポート加算の概要等について、職員間で周知を図った。
- 当事業所では加算の有無にかかわらず、それぞれの児童の発達に合わせた支援を十分な職員数をもって実施することを徹底しているため、特段以前と変わった特別な支援は導入していない。
- 当事業所では対象のこどもがいない。他に運営する事業所で対象の子どもが来るときには職員体制を手厚くするようにしている。
- 等事業所は全員重症心身障害の児童が通っているので、算定対象外となります。他の障害児対象の事業所を併用している児童の受給者証には、個別ケアサポート加算Ⅰの印字はされています。
- 平成３０年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和３年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるというのも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。しかしながら、常時見守りが必要なほどの強度行動障害がある方について、１日あたり１００単位が常時ついたところで運営側にとっては負担が多いのは事実であると言えます。私どもの法人では、休校時であれば朝から夕方まで（約７時間滞在）、登校時であっても下校後から１７時半までと対応させて頂いています。常時見守りが必要な方に職員を１名つけるとすると計算するまでもなく、加算額では補えないのが現状と言えます。分け隔てなく利用選択できる利用者の受け入れをより進めていくためにはこの件に関しての枠組みが必要かと思います。例えば、個別サポート加算の（Ⅰ）に段階を設ける。個別サポート加算の算定を利用回数単位ではなく、時間単位にして、個別サポート加算対象の児童に対応した時間に加えて職員配置をした場合において算定を可能とする。などといった枠組みが必要ではないでしょうか。まだまだ、支援量が多い方に対する万全な支援体制があるとは言えない状況であり、課題であると感じています。児童の支援区分を障がい児通所支援事業において加算に影響する枠組みを組むなども賛同できると思います。障害者手帳や、支援区分と同等に個別サポート加算の対象であるかどうかを認定する、若しくは、支援区分等念入りに調査された結果をもってそれに順ずる加算の構造にするなどの手だてが必要だと考えます。

	● 保護者様から、通所受給者証を提出して頂いた際に、今までの指標該当がなくなり、新たに個別サポート加算と加算内容が制度上変わったことを説明しています。 ● 放デイ算定区分が1-1だったので、個別サポート変更後も人員配置等、変動は無し。 ● 本来マンツーマンの支援を行っており、元々厚い支援だと思っている。 ● 利用者少ないので、手厚く支援している ● 利用者全員が支援学校の生徒なので個別の配慮が必要な為、加算の有無にかかわらず個別支援を行っている。支援をする上での参考として就学児サポート調査（行動関連16項目）の確認をしたが、全職員の周知には至っていない。 ● 療育手帳をとり特別支援学校へ進むことも提案する材料になった ● 令和２年度まで区分1ー1で旧名指標該当児が延利用数の半数を推移していたため、大きな変化はなかったが、令和３年からの報酬改定に伴い、十分な支援人数を確保することが困難になった。 ● 令和３年３月開所の為最初から個別サポート加算については認識の上運営して支援している。 ● 令和３年度に基本報酬が下がった事による、減収分の補填する形ですが、
町村	● 今までも、指標該当加算の対象児童に対しては、個別支援計画の中で、個別の対応等詳細に記載し、支援を行ってきているので、個別サポート（Ⅰ）になっても、その支援を継続して行っている。 ● その子にとって必要な支援がなければ、支援にならないので、加算がついた・つかないで支援の内容を変えるという発想にはなりにくい。研修やスーパービジョンについても同様である。 ● もともと、職員配置は手厚く行っており支援内容も児童それぞれに合わせた内容となっている為、今までの支援内容と何ら変わりがなく支援を行っている。 ● もともとから対象の子が利用の際は、人員を多く配置していた。 ● 個別サポートが施行になる前からの利用児童の為、支援に変化はありません。 ● 個別サポート加算が対象になる前から、利用対象児童には元々手厚いサポートが必要であった。 ● 今回、報酬改定で基本報酬が下がっているし、その他加算も下がっているので、個別サポート加算Ⅰがついても、報酬自体が全体的に下がっているのでは、何かに出来る訳でもなく、職員体制を手厚くしたくても、その費用がない。 ● 児相主催の会議に出席した。服薬の様子を保護者に電話で連絡し、連絡帳と合わせて様子を報告した。 ● 児童のみならず家庭丸ごと支援の件数が過半数を占めており人件費が収入を大きく超えている為、加算単位がほぼ一定なので、障

	がいの重い子どもの支援を当たり前にしようとすれば赤字になっていく。単位の種別を細分化して、手厚い支援出来る体制を作ってほしいです。 ● 職員を募集しているところ ● 対象となっている1名については個別対応を増やしできることを行っている車いすの児童なので車いす専用送迎車を用意するなどの対応をしている ● 対象児はいないが、勉強会及び体制について考えた。 ● 通常の支援（対応）を評価されることは当然だと思っている。しかし職種事業所の質対応方法がどこも同じだとは到底思わないので、その部分をどう精査するかは疑問である。 ● 通常の支援に加えた支援を考えて提供したり、より気を配るようになった。 ● 本児は現在8歳であるが、3歳児より現在まで当事業所で療育を継続しているので、対応する上で特に変わりなし。
--	--

テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。



読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。

